

## 目 次

第 4 期(R8 年度～R12 年度)  
**武庫川水系河川整備計画  
 進行管理報告書（案）**  
 [令和●年度版]

～令和●年度の主な取り組み～

管理番号 1	（下流部築堤区間）	1
管理番号 2	（下流部掘込区間）	3
管理番号 3	（中流部）	4
管理番号 4	（上流部及び支川）	5
管理番号 5	（堤防強化 [支川]）	7
管理番号 6	（堤防強化 [下流部築堤区間]）	8
管理番号 7	（新規遊水地の整備、青野ダムの活用）	9
管理番号 8	（洪水調節施設の継続検討）	10
管理番号 9	（流域対策）	11
管理番号 10	（減災対策）	13
管理番号 11	（正常流量の確保）	16
管理番号 12	（緊急時の水利用）	17
管理番号 13	（健全な水循環の確保）	18
管理番号 14	（「2つの原則」の適用）	20
管理番号 15	（天然アユが遡上する川づくり）	22
管理番号 16	（良好な景観の保全・創出）	23
管理番号 17	（河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保）	25
管理番号 18	（水質の向上）	26
管理番号 19	（河川の維持管理）	28
管理番号 20	（流域連携）	30
管理番号 21	（モニタリング）	32

令和 8 年 1 月

兵 庫 県

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項  
 1 河川対策  
 (1) 河道対策  
 ① 下流部築堤区間 (河口～JR東海道線橋梁下流)

実施目標

戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/s (甲武橋基準点)を安全に流下させる。

施策の概要

河道への配分流量3,200m<sup>3</sup>/sを安全に流下させる範囲内で、国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまで河床掘削するとともに、流域下水道管渠に影響しない箇所では低水路拡幅と、部分的な高水敷掘削を行う。  
 河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。潮止堰は、周辺の地下水の利用状況等を勘案し適切に対応することを前提に撤去する。また、床止工は、同様のことを前提に撤去または改築する。

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12	第4期(R8~R12)計
(1)河道対策	①下流部築堤区間 (河口～JR東海道線橋梁下流)	国道43号橋梁の基礎が河床から突出しない深さまでの河床掘削	—	—	工事着手	工事完了						
		流域下水道影響しない箇所で低水路拡幅、部分的な高水敷掘削	1,223m	1,327m	—	—						
		低水路拡幅・高水敷掘削 (右岸No.10~No.31) L=2,000m	704m	796m (残:潮止堰の取合部)	100m	400m 工事完了						
		低水路拡幅・高水敷掘削 (左岸No.25~No.31)L=660m	—	480m (残:潮止堰の取合部)	180m 工事完了	—						
		南武橋 (改築)	—	工事着手	新橋完了	旧橋撤去完了						
		国道43号橋梁、阪神高速橋梁 (護床工)	—	—	工事着手	工事完了						
		河床掘削に伴い必要となる橋梁の補強又は改築	—	—	工事着手	工事完了						
		武庫川橋 (旧国道) (護床工)	—	—	—	工事着手・工事完了						
		ガス管橋 (補強)	—	—	—	工事着手・工事完了						
		国道2号橋梁 (補強)	—	—	—	工事着手・工事完了						
		潮止堰の撤去	—	—	工事着手 R7	工事完了 R9						
		塩水化対策 右岸 L=1,435m	250m	452m 工事継続	732m 工事完了	—						
		塩水化対策 左岸 L=992m	—	322m 工事着手	670m 工事完了	—						
		床止工の撤去又は改築	—	—	工事着手・工事完了	—						
		2号床止工 (撤去又は改築)	—	—	工事着手・	—						

						工事完了								
			3号床止工 (改築)	-	-	工事着手 ・ 工事完了	-							

※ 工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])	
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12

4. 改善 (A) (総括: 今後の計画に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ② 下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	実施目標 戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s (生瀬地点)を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。
	掘込区間全体にわたって戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水 (生瀬地点における河道への配分流量2,700m <sup>3</sup> /s) に対する護岸の整備やパラペット等による溢水対策を行う。 当面は、生瀬大橋上流の未整備区間のうち、家屋の多い青葉台地区等について、下流の整備済区間と同水準の流量 (生瀬地点における河道への配分流量1,900m <sup>3</sup> /s) を安全に流下させるとともに平成16年台風23号洪水 (生瀬地点2,600m <sup>3</sup> /s) による再度災害防止のため、地元住民の意向を踏まえながら河床掘削等の対策を検討し実施する。	
施策の概要		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R8	R9	R10	R11	R12	第4期(R8～R12)計
(1)河道対策	②下流部掘込区間 (仁川合流点～名塩川合流点)	護岸整備、パラペット等による溢水対策 (仁川合流点～生瀬大橋) L=6.9km	—	—	工事着手	工事完了						
		河床掘削等 (生瀬大橋～名塩川合流点) L=2.5km 左岸拡幅 L=0.5km 西宝橋架替	—	河床掘削 0.4km 左岸拡幅 着手	工事継続 西宝橋仮橋 供用開始 現橋下部工 現橋上部工	工事完了						
※工事着手には用地補償を含む												

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8～R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)

<p>河川整備計画の事項・項目</p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項                  1 河川対策                  (1) 河道対策                  ③ 中流部（名塩川合流点～羽束川合流点）</p>	<p>実施目標                  戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水に対し、流域対策を考慮し、洪水調節施設により洪水調節した結果、河道への配分流量 2,600m<sup>3</sup>/s（武田尾地点）を河道内で流下させ、暫定的に浸水被害の防止を図る。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>中流部の武田尾地区において、戦後最大の洪水である昭和36年6月27日洪水（武田尾地点における河道への配分流量 2,600m<sup>3</sup>/s）に対し、河川整備を実施する。</p>	

1. 期別計画（P）			2. 実績（D）										
河川整備計画の事項・項目		取組方針	点検指標	期別計画（P）				実績（D）					
				第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R3	R4	R5	R6	R7	第3期(R3～R7)計
(1)河道対策	③中流部（名塩川合流点～羽束川合流点）	護岸整備等による溢水対策（武田尾地区）	〔住宅地区〕 護岸整備等 L=490m	護岸整備 L=250m	工事完了	—	—						
			〔温泉地区〕 護岸整備等 L=360m	用地補償	工事完了	—	—						

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項	実施目標	各河川の目標流量を安全に流下させる。 ・大堀川 50m <sup>3</sup> /s ・波豆川(三田市) 65m <sup>3</sup> /s ・相野川 45m <sup>3</sup> /s ・波賀野川 25m <sup>3</sup> /s ・荒神川 39m <sup>3</sup> /s ・山田川 100m <sup>3</sup> /s ・武庫川及び真南条川 110m <sup>3</sup> /s ・波豆川(宝塚市) 160m <sup>3</sup> /s ・大池川 40m <sup>3</sup> /s
	第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部(羽束川合流点～本川上流端)及び支川		
施策の概要	それぞれの目標流量を安全に流下させるため、河道拡幅や河床掘削等を行う。これに伴い改築が必要となる橋梁の補強又は改築の方法については、橋梁管理者と協議、調整を行う。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)							
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	実績 (D)						
			(H23～H27)	(H28～R2)	(R3～R7)	(R8～R12)	R8	R9	R10	R11	R12	第4期(R8～R12)計	
(1)河道対策	④上流部(羽束川合流点～本川上流端)及び支川	大堀川(宝塚市)の整備	河床掘削等(西田川橋～西ノ町橋) L=1.2km	0.01km	0.3km	0.07km	0.82km 工事完了						
		荒神川(宝塚市)の整備【市】	河床掘削等(国道176号～荒神橋) L=0.6km	0.27km	0.03km	0.13km	0.17km 工事完了						
		波豆川(宝塚市)の整備	河道拡幅等(滝本橋～島橋) L=0.3km	工事着手	0.27km	0.03km 工事完了	—						
		波豆川(三田市)の整備	河道拡幅等(中河原橋～護摩池) L=0.4km	0.2km	0.2km 延長見直し 工事完了	—	—						
		山田川(三田市)の整備	河道拡幅等(山田滑谷ダム上流1050m～砥石橋上流500m) L=1.87km	1.1km	0.07km	0.22km	0.48km 工事完了						
		大池川(三田市)の整備	河道拡幅等(JR福知山橋梁～国道176号上流50m) L=0.16km	0.1km	0.06km 工事完了	—	—						
		相野川(三田市)の整備	河道拡幅等(洞橋～2級河川上流端) L=1.42km	工事着手	0.32km	0.29km	0.81km 工事完了						
		武庫川及び真南条川(丹波篠山市)の整備	河床掘削等(岩鼻橋～山崎橋) L=1.9km	0.55km	0.75km	0.6km 工事完了	—						
		波賀野川(丹波篠山市)の整備	河道拡幅等(JR福知山線橋梁～西角橋) L=0.4km	事業着手	0.1km	0.1km	0.2km 工事完了						

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括: 今後の計画に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ④ 上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川	<b>実施目標</b>	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。
<b>施策の概要</b>	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保するため、堤防強化対策を行う。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R8	R9	R10	R11	R12	第4期(R8～R12)計
(1)河道対策	④上流部（羽束川合流点～本川上流端）及び支川	天王寺川（伊丹市、宝塚市）の整備	堤防強化 [ドレーン工による浸透対策] (伊丹市荒牧～宝塚市中筋) L=0.2 km	工事完了	-	-	-	-	-	-	-	-
		天神川（伊丹市、宝塚市）の整備	堤防強化 [表のり面被覆工による浸透対策] (伊丹市荻野西～宝塚市山本西) L=3.8 km	1.56 km (H22迄0.92 km済)	1.13km	0.73km	0.38km 工事完了					

※工事着手には用地補償を含む

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8～R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (1) 河道対策 ⑤ 下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	<b>実施目標</b>	計画高水位以下の洪水による浸透や侵食に対して十分な安全性を確保する。 さらに、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする工法についても検討する。
<b>施策の概要</b>	築堤区間全区間 14.4 kmを対象に、計画高水位以下の洪水に対するドレーン工法等の浸透対策、護岸工による侵食対策を実施する。 また、計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策、侵食対策及び巻堤等による越水対策について検討し、可能なものから実施する。 併せて、堤防に近接する一部の家屋等の対応についても検討する。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)									
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12	第4期(R8~R12)計
(1)河道対策	⑤下流部築堤区間の堤防強化（南武橋～仁川合流点）	・ドレーン工法等の浸透対策（対策実施延長 L=7.3km） ・護岸工による侵食対策（対策実施延長 L=6.2km）	工事継続（浸透対策） L=6.2km （侵食対策） L=0.7km	工事完了（浸透対策） L=1.1km （侵食対策） L=5.5km	—	—						
		・計画高水位以上の洪水に対して堤防を決壊しにくくする浸透対策 ・侵食対策及び巻堤等による越水対策	—	計画高水位以下の洪水に対する浸透・侵食対策の完了後、可能なものから実施	—							
		堤防に近接する一部の家屋等の対応	堤防に近接する一部の家屋等の対応の検討	家屋等の近接状況を把握し、対応方法について検討								

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ① 武庫川遊水地の整備 ② 青野ダムの活用	<b>実施目標</b>	遊水地の整備と青野ダムの活用により、甲武橋基準点において 280m <sup>3</sup> /s の洪水調節を行う。				
<b>施策の概要</b>	武庫川本川と羽束川の合流点下流の武庫川上流浄化センター内の用地の一部を転用し、遊水地整備を実施する。 また、既設青野ダムにおいて、予備放流により確保する洪水調節容量を現在よりも 40 万 m <sup>3</sup> 拡大する（予備放流開始雨量の設定等についての試行結果を踏まえ、操作規則を適切に変更）。  甲武橋地点流量配分 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <tr> <td>①武庫川遊水地の整備</td> <td>0→20m<sup>3</sup>/s</td> </tr> <tr> <td>②青野ダムの活用</td> <td>220→260m<sup>3</sup>/s</td> </tr> </table>			①武庫川遊水地の整備	0→20m <sup>3</sup> /s	②青野ダムの活用	220→260m <sup>3</sup> /s
①武庫川遊水地の整備	0→20m <sup>3</sup> /s						
②青野ダムの活用	220→260m <sup>3</sup> /s						

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12	
(2) 洪水調節施設の整備	① 武庫川遊水地の整備	遊水地整備	遊水地整備	工事着手	工事完了	-	-	-	-	-	-	-
	② 青野ダムの活用	洪水調節容量の拡大	洪水調節容量の拡大 (操作規則の適切な変更)	試行操作の継続 (事前放流容量を 20 万 m <sup>3</sup> から 40 万 m <sup>3</sup> に拡大)			洪水調節容量の拡大 (事前放流容量を予備放流容量 [40 万 m <sup>3</sup> ] に位置付け)					

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

<b>4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)</b>

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項 1 河川対策 (2) 洪水調節施設の整備 ③ 洪水調節施設の継続検討	<b>実施目標</b>	河川整備基本方針の目標達成に向けたさらなる洪水に対する安全度の向上策の検討。
<b>施策の概要</b>	千苺ダムの治水活用や武庫川峡谷での新規ダム建設等について、その必要性・実現可能性の検討を継続し、具体的な方向性が定まった場合には、計画上の取り扱いについて検討する。		

1. 期別計画 (P)		期別計画 (P)				2. 実績 (D)						
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R8	R9	R10	R11	R12	
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)						
(2)洪水調節施設の整備	③洪水調節施設の継続検討	さらなる洪水に対する安全度の向上等の検討	千苺ダム治水活用		<ul style="list-style-type: none"> <li>治水活用の検討に必要なデータ蓄積</li> <li>治水活用に必要な施設改造や水質への影響、治水活用に伴う損失補償の取り扱い等について検討</li> </ul>		<ul style="list-style-type: none"> <li>治水活用の試行</li> </ul>					
		新規ダム建設等の必要性・実現可能性の検討	<ul style="list-style-type: none"> <li>栽培・植栽技術の蓄積のため、平成18年度から実施している植物植生調査を継続実施</li> <li>新規ダムの課題や環境保全方策等を検討</li> <li>上記検討を踏まえ、既存ダムの治水活用や新規ダム建設等の必要性・実現可能性を検討</li> </ul>									
・※治水活用の概要:洪水期の3ヶ月間(7月~9月)、千苺ダムの貯水位をあらかじめ洪水期制限水位(6月~10月で現在運用中。)より1m低下させることで、大雨が降った時に、貯水容量を約100万m3確保するもの。												

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

<b>4. 改善 (A) (総括: 今後の計画に向けて)</b>	
----------------------------------	--



						R3~R7に23箇所 <sup>④</sup> 着手							
③水田への雨水貯留	水田の持つ多面的機能の維持・向上	水田の保全(関係機関連携・農業者連携)	10,141ha <sup>④</sup> 優良農地(農振農用地)	10,157ha <sup>④</sup> 優良農地(農振農用地)	10,023ha <sup>④</sup> 優良農地(農振農用地)	9,993ha <sup>④</sup> 優良農地(農振農用地)							
	水田貯留の実施	水田貯留の実施	リーフレットによる普及啓発とセキ板を配布										
④その他の雨水貯留・浸透の取り組み	その他公共施設での雨水貯留・浸透施設の設置促進	公共施設での貯留・浸透施設の設置	公共施設での貯留浸透施設の整備を検討・実施										
		各戸への雨水貯留タンクの設置	普及啓発に努め、設置を促進										
		道路側溝等の浸透化	道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施										
		透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進										
※ 100ha=1km <sup>2</sup>													

<凡例> <sup>④</sup>：武庫川流域内の合計値、<sup>④</sup>：関係4県民局の合計値、<sup>④</sup>：流域7市域全体の合計値

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])	
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)

河川整備計画の事項・項目

第4章 河川整備の実施に関する事項  
 第1節 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項  
 3 減災対策  
 (武庫川流域総合治水推進計画の内容も考慮)

実施目標

計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水が発生した場合でも、人的被害の回避・軽減及び県民生活や社会経済活動への深刻なダメージの回避を目指し洪水被害を軽減させる。

施策の概要

減災対策については、計画規模を上回る洪水や整備途上段階での施設能力以上の洪水、いわゆる超過洪水により、河川から洪水があふれ出る可能性があることを認識し、以下の対策を進める。  
 (1) 水害リスクに対する認識の向上 (知る) (2) 情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)  
 (3) 的確な避難のための啓発 (逃げる) (4) 水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え (備える)

1. 期別計画 (P)			期別計画 ( P )				2. 実績 (D)					
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R8	R9	R10	R11	R12	
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)						
3. 減災対策												
(1)水害リスクに対する認識の向上 (知る)	①水害リスクを知る機会を提供	住民が水害リスクを知る機会を数多く提供	我がまちを歩く体験型講座の開催等【県、市】	体験型講座の開催と手づくり HM 作成等の促進								
	②水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを知るツールの整備	水害リスクを正確に理解でき、わかりやすいガードマップ (以下、HM)への改良・強化【市】	HM の改良及び内水 HM の作成・公表								
			CGHM で整備した映像等の継続公開【県】と活用方法の検討【市】	CGHM の継続公開と活用方法の検討								
③防災の担い手となる人材の育成	行政、住民、NPO等様々な主体の防災の担い手を育成	ひょうご防災リーダー講座等の研修や防災に関する出前講座の実施【県、市】	住民や NPO 等への研修及び出前講座の継続実施									
(2)情報提供体制の充実と水防体制の強化 (守る)	①避難情報の伝達	市及び住民の避難判断の支援	防災情報の提供体制の充実【県、市】	雨量、河川水位、河川監視画像、洪水予報、氾濫予測等の情報の継続発信及び充実								
	②河川情報の伝達	迅速な避難活動の支援<水防上重要な箇所>	増水する河川の画像情報の提供・配信【県】	河川監視カメラ増設及び継続配信								
		水防活動や避難勧告等の発令の支援	洪水時の水位予測等の配信【県】	市の避難勧告発令等を支援する水位予測等の継続配信								
		地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信	地上デジタル放送等を利用した水位情報等の配信【県】	多様な手段による水位情報等の配信								
③水防体制の強化	大規模洪水時における職員の危機管理能力及び地域防災力の向上	実践的な演習の実施【県、市】	行政及び地域による実践的な演習の実施									

		防災体制の強化(市)	県、防災関係機関と連携した防災訓練の実施【市】	県や防災機関と連携した訓練の実施					
(3)的確な避難のための啓発(逃げる)	①自助の取組の推進	住民が被害に遭わないために必要な知識の啓発	住民主体で作成したHM等のより一層の活用【市】	地域の学習会や防災訓練での手づくりHM等の活用					
		各種防災情報の入手方法の啓発	「ひょうご防災ネット」への加入促進等【県】	「ひょうご防災ネット」等の新規登録件数40,000件/年(H25迄) (県)の確保 ※H26～R2迄の目標：120,000件/年 ※R1 5月よりアプリ版運用開始 ※R3以降の目標：50,000件/年 (R5迄) 25,000件/年 (R5～R10迄)					
	②共助の取組の推進	水害発生時の災害時要配慮者の円滑な避難(市)	地区内で住民同士が助け合う取組の促進【市】	災害時要配慮者の円滑な避難に資する取り組み方策等の検討・実施					
	③公助の取組の推進	住民の避難判断の助けとなるような公助の取組(市)	・隣接市間で避難情報の共有 ・隣接市の避難所の相互活用等の検討【市】	避難情報の共有化と避難所相互活用のための仕組みの検討					
避難経路等の屋外表示の検討【市】			避難経路等の屋外表示の検討						
(4)水害に備えるまちづくりと水害からの復旧の備え(備える)	①水害に備えるまちづくりへの誘導	水害に備えたまちづくりの実現に向けた検討	・水害リスクに対する認識の向上 ・減災のための土地利用や上層階避難が可能でかつ堅牢な建物への誘導等【県、市】	危険度マップの作成と同マップの活用					
	②重要施設の浸水対策	浸水による建築物の被害を未然に防止し、水害に備えたまちづくりへの誘導を図る	避難所や公共施設等重要施設の浸水対策(電気設備等を浸水想定水位より上に設置、地下室への浸水を防止等)【県、市】	建物の耐水化等の検討・実施					
	③水害に備える共済制度の加入促進	水害に対する共済制度への加入促進	「フェニックス共済」等への加入促進【県】	フェニックス共済加入率15% (県) (当面の目標)					

<凡例> (県) : 全県の合計値、 (市) : 関係4県民局全体の合計値、 (市) : 流域7市域全体の合計値、 (圏) : 武庫川流域+(尼崎・西宮両市の南部地域)の合計値

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 1 正常流量の確保 (1) 流水利用の適正化 (2) 適正な水利用	<b>実施目標</b>	既存の水利用や流れの連続性の確保、動植物の生活環境や景観の保全などを考慮しつつ、合理的な水利用を促進することによって、より豊かな流量の確保に努める。
<b>施策の概要</b>	河川の流況については、生瀬大橋地点で過去12年間（平成5～16年）の最小の濁水流量が1.43m <sup>3</sup> /sであり、概ね正常流量（1.5m <sup>3</sup> /s）を満足しているが、より豊かな流量を確保するため、流水利用の適正化、適正な水利用の推進によって合理的な水		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23～H27)	第2期 (H28～R2)	第3期 (R3～R7)	第4期 (R8～R12)	R8	R9	R10	R11	R12
(1) 流水利用の適正化	流水利用の適正化	農業用水の慣行水利権の取水実態の把握	取水実態の把握	—	—	—					
		農業用水の慣行水利権から許可水利権への切替等	取水施設の改築や治水事業の施行等の機会をとらえ、利水者の理解と協力を得て許可水利権への切り替えを進める。								
(2) 適正な水利用	適正な水利用の推進（関係機関連携）	節水の啓発・水利用の合理化	普及啓発に努めるとともに、水利用施設等の適切な維持管理を行うことによって、漏水の防止・有収率の向上を図る。								
		雨水・再生水利用の促進（各戸への雨水貯留タンクの設置）	普及啓発に努め、雨水・再生水利用を促進								

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8～R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 2 緊急時の水利用 (1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化 (2) 緊急時の河川水利用	<b>実施目標</b>	渇水時の被害の最小化。 震災などにおける河川水利用の円滑化。
<b>施策の概要</b>	渇水時には、渇水調整会議等を設置し、利水者間の相互調整が円滑に行われるよう努める。また、関係機関および利水者と連携して、水道施設の広域化による渇水時の水道水源や供給量の安定性向上に取り組む。震災などの緊急時には、河川水を利用できるよう配慮する。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
(1) 渇水調整および広域的水融通の円滑化	利水者間の相互調整の円滑化	(渇水時)渇水調整会議※等における利水者への必要な情報提供、取水制限等の調整	渇水の状況に応じて実施								
	広域的な水融通の円滑化 (関係機関連携・利水者連携)	給水ネットワークの整備	水需要の動向を踏まえ実施								
(2) 緊急時の河川水利用	緊急時の河川水利用の円滑化	(緊急時)消火用水や生活用水等としての河川水の取水への配慮、ダムからの緊急放流等	緊急時の状況に応じて実施								

※渇水時に渇水調整会議を設置することについては、県及び関係機関において規約を制定済

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

<b>4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)</b>

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第2節 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項 3 健全な水循環の確保	<b>実施目標</b>	兵庫県の水に関する総合的な指針である「ひょうご水ビジョン」に基づく、健全な水循環系の確保
<b>施策の概要</b>	流域水循環の把握に努めるとともに、実効性のある取り組みを実施する。 なお、地下水かん養は、河川流量確保に寄与する要素のひとつと考えられることから、この保全に取り組む。		

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期	第2期	第3期	第4期	R8	R9	R10	R11	R12
			(H23~H27)	(H28~R2)	(R3~R7)	(R8~R12)					
3. 健全な水循環の確保	流域水循環の把握	流域水循環の把握	流域水循環把握に必要なデータの収集								
	森林、農地、ため池の整備や適正な管理(関係機関連携)	再掲 人工林の間伐等(関係機関連携・住民連携)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)								
		再掲 急傾斜地等にある間伐対象人工林の表土侵食防止対策	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	今後検討					
		再掲 高齢人工林の広葉樹林への一部誘導(混交林整備)	100ha着手(市)(篠山市域での施工面積)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	事業計画を策定し、順次実施(但し計画策定は県民局単位)	今後検討					
		再掲 水田の保全(関係機関連携・農業者連携)	10,141ha(市)優良農地(農振農用地)	10,157ha(市)優良農地(農振農用地)	10,022ha(市)優良農地(農振農用地)	9,993ha(市)優良農地(農振農用地)					
		ため池の保全	ひょうご農林水産ビジョンに基づくため池の保全・整備								
	貯留浸透施設の整備(関係機関連携)	再掲 透水性舗装	歩道整備に併せ整備を推進								
再掲 浸透ます等の整備(道路側溝の浸透化)		道路側溝・宅内排水等の浸透化推進策について検討・実施									

※ 100ha=1km<sup>2</sup>

<凡例> (流) : 武庫川流域内の合計値、(同) : 関係4県民局の合計値、(市) : 流域7市域全体の合計値

3. 点検・評価（C）（第4期 [R8~R12]）		
点検・評価（C） R8	点検・評価（C） R9	点検・評価（C） R10
点検・評価（C） R11	点検・評価（C） R12	

4. 改善（A）（総括：今後の計画に向けて）	

<p><b>河川整備計画の事項・項目</b></p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第3節 河川環境の整備と保全に関する事項                  1 動植物の生活環境の保全・再生                  (1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方                  (2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策                  ① 下流部築堤区間 ② 下流部掘込区間 ③ 上流部</p>	<p><b>実施目標</b></p> <p>武庫川水系の多種多様な動植物が今後も生息・生育できる豊かな自然環境の保全・再生を図る。                  (武庫川下流部築堤区間) 汽水域の拡大と干潟の創出                  (武庫川下流部掘込区間) 礫河原の再生                  (武庫川上流部) タナゴ類の生息環境の再生</p>
<p><b>施策の概要</b></p>	<p>河川整備に際して「武庫川水系に生息・生育する生物及びその生活環境の持続に関する2つの原則」(以下「2つの原則」という)を適用して、多様な生物の生活環境等に与える影響を可能な限り回避・低減または代替できる環境保全措置を講じる。                  (水系全体で戦略的に自然環境を保全できるよう「2つの原則」に係る専門検討会*の検討結果を踏まえ、河床掘削や低水路拡幅などの河道対策と環境対策との整合のとれた河川整備に取り組む。)                  ※「2つの原則」に基づき、武庫川水系の生物及び生活環境の現状評価を行い、河川事業の計画案による影響評価と保全・再生するための方策の検討を行うため、平成20年に兵庫県が設置した学識経験者からなる委員会</p>	

1. 期別計画 (P)			期別計画 (P)				2. 実績 (D)				
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
1. 動植物の生活環境の保全・再生	「2つの原則」の留意事項等ととりまとめた手引きの作成	手引きの作成	手引き作成	-	-	-					
	「2つの原則」のパンフレット作成	パンフレットの作成	パンフレットの作成(完了)	-	-	-					
	地域住民や団体等による生態系の保全・再生活動の円滑化	・行政手続きの迅速化 ・技術面でのサポート	地域住民や団体等の要望に応じて実施								
(1) 「2つの原則」の適用にあたっての考え方	河川整備に際しての「2つの原則」の適用	「2つの原則」の適用	河川整備の実施計画段階で専門家の意見を聴くとともに、施工後も専門家の意見を聴いて事後評価を実施								
	重点化を図りつつ優先順位の高いものから配慮を検討すべき「生物の生活空間」を改善	配慮を検討すべき「生物の生活空間」の改善	ワークショップ等で実施方策を検討し実施								
(2) 「2つの原則」を適用した河川整備の実施箇所における主な対策	① 下流部築堤区間	河床掘削に併せた潮止堰等の撤去	-	-	・潮止堰撤去着手 ・1号床止工着手・撤去	潮止堰撤去完了					
		魚類等の移動の連続性確保				4~8号床止工完了(工事完了)					
		上流側床止めの魚道改良	-	-	-						
		干潟の創出	水制工等の設置	-	-	-	河床掘削等による流下能力拡大の後、実施				
	② 下流部掘込区間	礫河原と瀬・淵の再生	現状の砂州形状や礫河原の比高を考慮した河床掘削	河川改修にあわせて実施							
		外来植物の除去	・河床掘削によるシダレス	河川改修にあわせて実施							

			スガヤの除去 ・関係機関や地域住民と連携したシダレスガヤの除去						
		代償措置としての礫河原の再生	区間外での礫河原の再生	必要に応じて実施					
③上流部	移動性が低い生物の移植対策	オグラコウホネ等の植物やカタハガイ等の二枚貝類の移植対策	河川改修にあわせて実施	—					
	みお筋の再生	現況と同様の蛇行部確保	河川改修にあわせて実施	—					
	瀬・淵の再生	河道が直線的で河床勾配が一定な区間での木杭や根固工等の設置	河川改修にあわせて実施	—					
	ワンド・たまりの再生	・河床の横断方向に傾斜や凹凸をつけ冠水頻度に変化 ・ワンド・たまりの再生	河川改修にあわせて実施	—					
	オギ群集の再生	現地発生した表土の再利用	河川改修にあわせて実施	—					
	代償措置としての瀬・淵やワンド等の創出	区間外での瀬・淵やワンド等の創出	必要に応じて実施						

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括: 今後の計画に向けて)	

<p>河川整備計画の事項・項目</p>	<p>第4章 河川整備の実施に関する事項                  第3節 河川環境の整備と保全に関する事項                  1 動植物の生活環境の保全・再生                  (3) 天然アユが遡上する川づくり</p>	<p>実施目標                  アユをシンボル・フィッシュと位置付け、魚類にとってより望ましい川づくりに取り組む。</p>
<p>施策の概要</p>	<p>関係者や地域住民の適切な役割分担のもと、魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上、産卵場及び稚魚期の生息場所の確保等の必要な対策を検討し、実施可能なものから取り組んでいく。また、アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討を行う。</p>	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
<p>(3)天然アユが遡上する川づくり</p>	<p>関係機関や地域住民との適切な役割分担のもと、必要な対策を検討し実施可能な対策に取り組む(住民連携)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>魚道の改善やみお筋の確保などによる移動の連続性の向上</li> <li>産卵場及び稚魚期の生息場所の確保</li> <li>必要に応じた生息実態の追加調査等</li> </ul>	<p>魚道については重点化を図りつつ、改善に取り組む。また、河川整備を実施する箇所ではみお筋、産卵場、稚魚期の生息場所の保全・再生に取り組む。アユの生息実態の追加調査については、必要に応じて検討する。</p>								

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)	
(q)	

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 2 良好な景観の保全・創出	実施目標 自然景観を基調とした武庫川らしい景観を保全・創出する。
施策の概要	武庫川を特徴づける自然環境や、下流域のクロマツ・アキニレ等の樹木、武庫川峡谷の自然景観、瀬戸内海と日本海を結ぶ「ふるさと桜づつみ回廊」など、地域固有の景観資源を保全するとともに、歴史・文化といった沿川の地域特性に配慮しつつ、地域と一体となった景観形成に努める。 また、現在の自然環境を維持するだけでなく、地域住民による自然再生活動や河川環境の整備と保全への取り組みなど、自然環境に積極的に働きかけることによって、生物多様性の恵みとして得られる景観の創成につないでいく。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 ( D )				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
2. 良好な景観の保全・創出	地域固有の景観資源の保全、沿川の地域特性に配慮しつつ地域と一体となった景観形成、生物多様性の恵みとして得られる景観の創出	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域固有の生態系の保全</li> <li>自然素材や多自然工法の採用</li> <li>建造物の明度・彩度・肌理と周囲との調和などへの配慮</li> </ul>	河川整備に際しては、「ひょうご・人と自然の川づくり基本理念・基本方針」「兵庫県公共施設景観指針」に基づく、自然景観を基調とした武庫川らしい景観の保全・創出。								
		治水支障がない範囲での堤防法面や高水敷の緑化修景	堤内地等治水支障がなく、地域住民等の理解と協力が得られた箇所について緑化修景。								
	魅力ある河川景観の創出 (住民連携)	<下流部築堤区間>汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出	<下流部築堤区間>汽水域拡大・干潟創出を活用した魅力ある河川景観の創出等を検討	河川整備の進捗にあわせて実施							
	地域のまちづくりにあわせて景観づくり (各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり	市の要請に応じて実施								

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 3 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	<b>実施目標</b>	人と河川の豊かなふれあい及び適正な河川利用の確保。
---------------------	---	-------------	---------------------------

<b>施策の概要</b>	自然環境及び治水計画との調和に留意しつつ、水と緑のオープンスペースとしての河川利用など、多様な要請に応えられるよう努める。また、環境学習の支援を行うため、関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。河川の水面利用に関しては、流域市や関係機関などと連携して秩序ある利用に努める。 なお、河口部では潮止堰等の撤去により、汽水域が拡大され、干潟が創出されることから、これらを活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造を地域住民等との参画と協働のもとで進めていく。
--------------	---

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
3. 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保	自然環境・治水計画との調和に留意しつつ多様な要請に対応	多様な要請への対応	地域住民等の意見を踏まえ、実施可能なものについて対応。								
	武庫川の自然環境や水辺を利用した環境学習の支援(関係機関連携)	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川利用の利便性の確保</li> <li>自然を生かした水辺の創出や施設の整備</li> </ul>	関係機関と連携して、河川利用の利便性の確保を図るとともに、自然を生かした水辺の創出や施設の整備に努める。								
	汽水域拡大・干潟創出を活かした魅力ある水辺とのふれあいの場の創造(住民連携)	<下流部築堤区間> 魅力ある水辺とのふれあいの場の創造	河川整備の進捗にあわせて実施								

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

<b>4. 改善 (A) (総括: 今後の計画に向けて)</b>

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第3節 河川環境の整備と保全に関する事項 4 水質の向上 (1) 下水道整備の推進 (2) 水質調査等の継続実施 (3) 水質事故への対応 (4) わかりやすい水質指標による調査 (5) 水生植物による自然浄化機能の向上	実施目標 関係機関や地域住民と連携して、更なる水の「質」の向上を図る。
施策の概要	武庫川の水質については、環境基準を満足しているが、更なる水の「質」の向上を目指して、環境基準の水域類型の格上げや類型指定区間の見直しを視野に入れるとともに、下水道整備の推進、水質調査等の継続実施、水質事故への対応、わかりやすい水質指標による調査、水生植物による自然浄化機能の向上の取り組みを進める。	

1. 期別計画 (P)				2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)					
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12	
4. 水質の向上	(1) 下水道整備の推進	放流水のさらなる水質改善	下水処理施設の高度処理化	<上流処理区> 今後の汚水量の増加に応じて施設を増設 (既存施設は高度処理化済)								
			合流式下水道改善事業等	<下流処理区> 合流式下水道緊急改善計画の目標達成	合流式下水道緊急改善事業の事後評価結果を公表し、住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。	住民、事業者への雨水浸透施設の整備促進、下水道事業に関するPRに取り組む。						
	(2) 水質事故への対応	水質事故時の情報の迅速な伝達と共有化 (関係機関連携)	「武庫川水質連絡会議」※等との連携	継続して実施								
	(3) わかりやすい水質指標による調査	地域住民が身近な河川の水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討 (関係機関連携)	関係機関と連携し実施方策を検討								
(4) 水生植物による自然浄化機能の向上	河積に余裕がある箇所での自然浄化機能の向上	オギやヨシ等の水生植物の再生	実施方策を検討し順次実施									

※水質汚染等の情報交換のため、昭和48年に設立された武庫川流域の7水道事業者で構成する連絡会議

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)	

<b>河川整備計画の事項・項目</b>	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 1 河川の維持管理 (1) 維持・修繕工事の実施 ① 河道、堤防、護岸等   ② 親水施設等   ③ 樹木等   ④ 水文観測施設 (2) 不法行為等への指導   (3) 除草・清掃の実施 (4) 適切な施設操作の実施   (5) 占用許可工作物への適切指導	<b>実施目標</b> 河道の確保、堤防・護岸の機能維持、河川利用者の安全確保、不法行為等の防止、施設の機能維持、占用許可工作物への適切指導に取り組む。
<b>施策の概要</b> 平成21年度に策定した「兵庫県河川維持管理計画」に基づき、定期的に点検を行って河川の状態を把握し、効果的・効率的に河川の維持管理を行う。		

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 (P)				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
(1)維持・修繕工事の実施	①河道、堤防、護岸等	河道の確保、堤防・護岸の機能維持	河床低下や異常な洗掘箇所における根固工などの洗掘対策、流下能力が著しく低下している箇所における河道掘削等、堤防・護岸の変状箇所における修繕工事				「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ洗掘対策、河道掘削、修繕工事等を実施				
		<下流部築堤区間>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定期的な横断測量や堤防・護岸の点検</li> <li>必要に応じた維持掘削</li> <li>堤防・護岸の修繕工事</li> </ul>				定期的な横断測量や「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ維持掘削、修繕工事を実施				
	②親水施設等	河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の機能確保	老朽化した河川利用施設及び警報システムや避難誘導施設の更新				「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施				
	③樹木等	適切な樹木管理	<ul style="list-style-type: none"> <li>河川区域内樹木等の巡視・点検</li> <li>堤防の安全性に悪影響を及ぼす樹木の伐採・抜根等</li> </ul>				「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ樹木の伐採・抜根等を実施				
	④水文観測施設	水文観測施設の機能確保	<ul style="list-style-type: none"> <li>適切な維持管理</li> <li>老朽施設の更新</li> </ul>				「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設の更新を実施				
(2)不法行為等への指導	治水上著しい支障がある不法行為者への指導(関係部局連携)	不法行為者への指導					「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ不法行為者への指導を実施				

(3) 除草・清掃の実施	安全な河川利用の促進、防犯防火等を目的とした除草・清掃の実施	・クリーン作戦(県市共同) ・利用者の多い箇所における定期的な除草・清掃	継続的に実施						
(4) 適切な施設操作の実施	樋門等の適正な機能発揮	樋門等の操作の実施・指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ操作責任者や関係者とともルールや操作体制について確認						
	水防倉庫の適正活用	水防倉庫の適正活用	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検、水防時の適正活用						
(5) 占用許可工作物への適切指導	河川管理上支障となる占用許可工作物の改善、現行の構造基準を満たしていない施設の改善	施設管理者への指導	「兵庫県河川維持管理計画」に基づく巡視点検を行い、必要に応じ施設管理者への指導を実施						
	出水時における排水ポンプ場の合理的な運転調整方法の検討	運転調整方法の検討	総合治水条例に規定された排水計画の指針に基づいた指定ポンプ施設の排水計画を策定する	—					

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 2 流域連携 (1) 地域社会と河川の良い関係の構築 ① 流域対策・減災対策   ② 動植物の生活環境の保全・再生 ③ 川の計画づくり       ④ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等 ⑤ 水質の向上 (2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援 (3) 自律的な流域ネットワークとの連携	実施目標 「参画と協働」による武庫川づくりを基本として、地域住民等、大学、NPO、事業者の研究機関、流域市、県が適切な役割分担のもと連携を進め、「地域共有の財産」である武庫川を守り育てる。
施策の概要	適切な役割分担のもと連携を進めるとともに、「地域社会と河川の良い関係の構築」「多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援」「自律的な流域ネットワークとの連携」を柱とした武庫川づくりに取り組む。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)				
			第1期 (H23~H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
(1) 地域社会と河川の良い関係の構築	地域住民等と連携した河川の維持管理等	ひょうごアドプト等の実施	「参画と協働」の推進								
① 動植物の生活環境の保全・再生	動植物の生活環境の保全・再生(住民連携)	アユが遡上する川づくりや外来種除去を通じた在来種の保全等									
② 川の景観づくり	地域のまちづくりにあわせた景観づくり(各市連携)	地域の個性に配慮した景観づくり									
③ 河川利用と人と河川の豊かなふれあいの確保等	河川利用と人と川の豊かなふれあいの確保等(住民連携)	河口部での干潟の創出等を活用した魅力ある水辺とのふれあいの場の創造等									
④ 水質の向上	地域住民が水質調査を通じて川とのつながりを深める	わかりやすい水質指標による調査の実施を検討(関係機関連携)									
(2) 多様な主体が取り組む武庫川づくりへの支援	公平性、透明性を基本に活動主体の自発性、自律性を損なわないよう配慮した支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>活動資金の助成</li> <li>活動主体の情報発信</li> <li>相互の連携・交流の支援等</li> </ul>	「参画と協働の推進方策」に基づき、各種助成を継続して実施								
① 連携・交流のための機会提供	流域ネットワークの自律的な形成に向けた支援	他の活動主体との連携・交流の機会となるシンポジウム等の開催	適宜実施								

②連携・交流のための情報提供		活動主体の概要とその活動内容などの情報提供	ホームページを活用した情報提供の実施					
(3) 自律的な流域ネットワークとの連携	自律的な流域ネットワークとの連携	流域ネットワークとの連携の具体化	流域を代表するネットワーク等が形成された場合には、流域市や流域ネットワークの意見も聴きながら連携のあり方について検討し、具体化を図る。					

<凡例> ④：武庫川流域内の合計値

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括：今後の計画に向けて)

河川整備計画の事項・項目	第4章 河川整備の実施に関する事項 第4節 河川の維持管理等に関する事項 3 モニタリング ① 定期的な観測によるデータの把握    ② 事業実施前後のモニタリング ③ 流量観測データの蓄積	実施目標 治水、利水、環境の観点から河川の総合的な管理を行う。
施策の概要	地球温暖化に伴う気候変化の影響にも留意しつつ、必要な観測データや新たな知見を蓄積する。これらのデータは、河川計画を含む河川管理技術の向上、河川整備計画の進行管理等に活用すると共に、住民等との情報共有にも努める。 また、観測精度を維持するため、日常の保守点検を実施するとともに、観測精度向上に向け必要に応じて観測施設の配置、観測手法等を改善する。	

1. 期別計画 (P)			2. 実績 (D)								
河川整備計画の事項・項目	取組方針	点検指標	期別計画 ( P )				実績 (D)				
			第1期 (H23~ H27)	第2期 (H28~R2)	第3期 (R3~R7)	第4期 (R8~R12)	R8	R9	R10	R11	R12
3. モニタリング	観測データの活用、住民等との情報共有	住民等との情報共有	継続的に実施								
	観測精度の維持・向上	必要に応じた観測施設の配置・観測手法等の改善	必要に応じ実施								
①定期的な観測によるデータの把握	定期的・継続的な観測の実施、データの蓄積	流域内雨量、河川水位、土砂堆積、水質、水温、潮位の継続調査・データ蓄積	継続的に実施								
②事業実施前後のモニタリング	環境への影響把握、順応的管理、知見の蓄積、事業への反映	魚類、底生動物、植生、瀬・淵の状況、河川景観等のモニタリング	継続的に実施								
③流量観測データの蓄積	増水時や平常時の流況把握	増水時や平常時の流量観測データの蓄積	継続的に実施								

3. 点検・評価 (C) (第4期 [R8~R12])		
点検・評価 (C) R8	点検・評価 (C) R9	点検・評価 (C) R10
点検・評価 (C) R11	点検・評価 (C) R12	

4. 改善 (A) (総括: 今後の計画に向けて)	